

法第 3 5 条（排煙設備）

排煙設備上の床面積の取扱い

令第 1 2 6 条の 2 第 1 項に規定する「延べ面積が 1,000 m²を超える建築物の居室で、その床面積が 200 m²を超えるもの」とは、随時開放することができる建具等で仕切られており、かつ、一体利用できる 2 室がある場合は、当該 2 室の合計の床面積が 200 m²を超えるものをいう。ただし、天井まで達しない間仕切壁を有する 2 室については、1 室とみなして床面積を算定する。